

仕 様 書

1 名称

青色防犯パトロール車両の道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備及び部品交換業務委託

2 点検対象車

自動車の種別	車名	型式	原動機の形式	燃料の種類
軽自動車	三菱	ZAA-HA3W	Y4F1	電気
車両番号		車体番号		
なにわ 580 ち 2869		HA3W—0100705		

3 内容

- (1) 道路運送車両法第48条に規定する継続検査（定期点検）及び部品交換
ア 法定12カ月点検
イ 電子制御システム診断
ウ 補機用バッテリー交換 44B 19L (標準装備品・同等品可)

4 履行期間

契約日～令和7年8月18日（月）

5 履行場所

福島区役所 大阪市福島区大開1丁目8番1号

6 業務実施にかかる留意事項

- (1) 当区役所で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。ただし、当区役所が実施している青色防犯パトロールに支障がある場合は、本市職員が整備工場に持ち込み、点検・整備後、引き取る場合もある。
- (2) 定期点検日について、8.事業担当と調整し、決定すること。

7 その他

- (1) 対象車両の引取り及び納車に際しては、建物及びそれらに付随する設備等を損傷することのないよう措置を講ずること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (2) 点検整備等に要する機材や交換部品にかかる経費、作業費や引取り・納車にかかる経費など、本業務の実施にあたり必要となる経費は、すべて本契約に含むものとする。
- (3) 本契約にあたり、仕様書の内容を十分に理解し、疑義のある場合はあらかじめ担当者に確認すること。
- (4) 契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。
- (5) 部品交換等で発生する不用品については、受注者で処分すること。

8 事業担当

福島区役所 市民協働課（市民協働）担当：川崎

所在地：大阪市福島区大開1丁目8番1号

TEL: 06-6464-9734

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

〔注〕 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先 06-6464-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること